

# 土地所有者の皆様へ

## あなたの貸している土地は大丈夫ですか？

通称ヤードと呼ばれる周囲を鉄板等で囲み海外へ輸出等を目的として、自動車等を解体・保管し、コンテナ詰め作業のために使用する施設の土地を借り受けている業者が多く存在しています。業者の中には、中古自動車購入・解体・販売等に必要となる



- 古物営業法
- 自動車リサイクル法

許可も得ずに、無許可で廃自動車を解体後、部品となるドア・エンジン等をコンテナ詰めにして海外に輸出するケースや盗難車である事を知りながら、該当車両を解体して同じく部品等を不正輸出している業者も確認されています。



### \* 地権者の土地賃貸借契約時及び契約後の注意事項

- 契約時の身分確認を確実に行う。
- 定期的に貸している土地を訪問し、契約者とは全く関係のない人物が使用していないか（名義貸し）、また、怪しい人物等が出入りしていないかを確認することについて注意願います。

なお、土地の賃貸借契約後においても、同所において盗難車両等を扱い不正輸出している事を知りながら、賃貸借料を受け取っている行為等があれば、**土地所有者も処罰の対象**となる場合があります。

問合せ先 千葉県〇〇警察署 電話〇〇〇-〇〇〇-〇 1 1 0 (内線〇〇〇)